

令和8年度事業計画

当センターは平成16年4月発足後、平成23年4月には公益社団法人として認定を受けるとともに、一般労働者派遣事業の本格参入及び有料職業紹介事業の開始（平成26年度）、通い内職事業「わくわくシルバー作業所」の開設（令和元年度）並びに介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型生活援助サービス）への参入（昨年度）等事業分野も順次拡大、状況の変化に柔軟に対応しつつ、就労活動を通じた高齢者の生きがいと健康づくりの拠点機能として広く定着しているところです。

一方、企業における継続雇用年齢の延伸に伴い会員数の漸減及び会員平均年齢の高齢化が進む中、事業規模は若干縮小傾向にあり、引き続き厳しい経営状況が見込まれています。また、労働者派遣法改正に伴う派遣労働者の処遇改善措置、インボイス制度の導入（令和5年10月）及びフリーランス新法施行に伴う個人事業主の保護措置（令和6年11月）等各法制度整備に加え、本市では、総人口が8万人を下回り（令和7年7月値）、高齢化率も34.7%となる（同10月値）等、本格的な人口減少・超高齢化社会を迎えており、高齢者を取り巻く就業環境は大きく変化、事業運営は転換期を迎えつつあります。

こうした状況を踏まえ、安定した経営体制確保と「人生100年時代」における新しい運営形態構築が喫緊の課題である中、「第3次中期計画」及び同計画の後期重点計画として成長分野への積極的事業展開を目指した「四国中央市SC成長戦略」（令和6年8月）に基づき、最重要課題である「会員の拡大」と「就業機会の拡大」を実現するため具体的施策を展開し、更なる魅力あるセンターづくりに積極的に取り組んでまいります。

I 基本方針

1. 会員拡大に向けた取り組み

会員数漸減や会員平均年齢高齢化に伴う受注能力の低下及び事業規模縮小が懸念されることを踏まえ、

(1) 若年層会員の掘り起こし

(2) 既存会員の定着率向上

を目指し、広報委員会等各機関の意見等を積極的に反映し、対象年齢に特化したPR戦略や通信媒体活用も含めた多様な方法アプローチの強化及び高齢者にとっての「居場所」機能の強化に努めることとする。

2. 就業機会拡大に向けた取り組み

高齢者の就労ニーズに対応した就業環境整備及び多種多様な就業機会の提供を図るため、次の各事項に積極的に取り組むこととする。

(1) 適正就業に向けた労働関係各法等法令順守体制の強化

(2) 地域の就業ニーズを踏まえた人手不足分野や現役世代の支援が見込まれる分野等を中心とした新規就業機会の開拓や有料職業紹介事業の積極的活用

II 事業期間 定款第41条の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

III 事業施策実施計画

1. 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じた社会参加の意欲のある高齢者に対し、地域に密着しながら、その希望、知識及び経験に応じた就業機会の確保及び拡大並びに組織的な提供を行うために、次の取り組みを実施する。

(1) 地域の家庭、事業所及び行政等からの就業機会の開拓に努め、就業機会の提供に当たっては、グループ就業及びローテーション就業等を推進し、「仕事の分かち合い」に配慮する。

- (2) 過疎・少子高齢化に伴い顕在化しつつある様々な地域課題解決に資する新規分野の就業開拓に取り組むこととする。また、昨年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型生活援助サービス）については更なる拡充及び定着を図る。
- (3) 心身状態に応じた適正な就業に繋げるため、市が行う健診等の受診勧奨に努めるとともに、必要に応じ会員健康状態等申告書を活用した就業相談等を実施する。
- (4) 「Smile to Smile」の普及促進等デジタル化を推進し、事務の効率化及び会員利便向上に努める。
- (5) フリーランス新法に係る国ガイドライン等に則り、取引条件明示等の確実な履行を図り、特定受託事業者該当する会員の方が、安心して働ける環境の整備に努める。
- (6) 衛生委員会を定期的に開催し、衛生管理者による定期的な巡回及び必要時の指導のほか、健康リスク低減に向けた就業環境改善措置及び会員への普及啓発に努める。

2. 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

請負（委任）・労働者派遣事業によらない臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務について、地域の多様な就業ニーズに柔軟に対応するため積極的に活用することとする。

また、希望する一般高齢者や会員に対し、安定的に就業機会が提供できるよう、広報によるPR活動や発注者サイドへの活用提案等に取り組むものとする。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、希望する会員を対象に、地域に密着しながら、その希望、知識及び経験に応じた就業機会の確保及び拡大並びに組織的な提供を行うために、次の取り組みを実施する。

- ① 適正な就業環境整備のため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）をはじめとする各法令・ガイドライン等の遵守に努め、愛媛県シルバー人材センター連合会と連携のもと、必要に応じ業務の見直し及び改善を図る。
- ② 県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する指定を受けている業務拡大に係る業種及び職種等については、地域の就労ニーズを踏まえ、必要なマッチングに努める。
- ③ 企業等における人手不足分野及び子育て支援や育児・介護分野等、地域の就業ニーズに即した新たな就業機会の確保に努めるとともに、就業会員の入会促進及び技能向上を図る。
- ④ 心身状態に応じた適正な就業に繋げるため、市が行う健診等の受診勧奨に努めるとともに、必要に応じ健診等受診結果及び会員健康状態等申告書を活用した産業医への相談及び就業相談等を実施する。なお、車両運転業務等一部業態については、健診等受診を義務化する。
- ⑤ 衛生委員会を定期的に開催し、衛生管理者による定期的な巡回及び必要時の指導のほか、健康リスク低減に向けた就業環境改善措置及び会員への普及啓発に努める。
- ⑥ 「Smile to Smile」の導入及び普及促進を図る等、事務のデジタル化を推進し、事務の効率化・簡素化及び会員の利便向上に努める。
- ⑦ 派遣労働会員のスキルアップやキャリア形成を支援するために、派遣先事業所と協議のうえ、必要に応じ教育訓練を実施する。

3. 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能開発講習会事業

高年齢者の就業活動を通じた生きがいの充実と福祉の向上及び活力ある地域社会づくりに寄与するため、次の事業を実施する。

- ① 高年齢者の就業に必要な知識・技能の取得及びより広い分野での就業の機会確保を目的として

各種講習会等を開催する。

- ② 会員の日常生活活動及び就労活動における交通事故防止のため、交通安全教室を開催する。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型生活援助サービス）については、市内各地域への均等な従事者確保を目指し、市地域包括支援センター等との連携のもと、定期的に従事者研修の機会を確保する。

4. 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

高齢者の社会参加活動の推進に繋げるため、次の事業を実施する。

- ① 地域社会の活性化や環境美化に寄与するため、ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、公共施設の清掃・除草・剪定等を実施する。
- ② 加齢に伴い誰もが発症し得る認知症を正しく理解し、社会全体で支える社会の実現に寄与するため、市地域包括支援センターが行っている認知症普及啓発事業の趣旨に賛同する会員有志により、認知症キャラバンメイトに配布する「ロバ隊長」作りへの協力を行う。
- ③ 会員によるサークル活動に関し、事務所スペース活用による趣味を活かした作品の展示や行事・イベントの際の紹介等支援を行う。
- ④ 「居場所」機能の強化を図るため、株式会社四国中央TVとの連携によるスマホ教室の定期開催をはじめ、高齢者の日常生活利便向上及び生涯学習ニーズに対応した各種講座・研修の充実強化に努める。また、シルバーフェスティバル・シルバー旅行については、継続して実施する。

なお、通い内職事業「わくわくシルバー作業所」は、持続的な賃金上昇基調への対応が今後困難となることが見込まれるほか、個々の会員の任意就労性等の特性を踏まえ、従来の「高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業」から本事業に位置づけの再整理を行い、継続して実施することとする。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、能力開発及びボランティア活動等に係る相談支援や「シルバー四国中央」・「事務局だより」・「Smile to Smile」等を通じた情報提供に努める。

5. 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の開発を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

地域の家庭、事業所及び行政機関等へのPR活動や直接的アプローチを強化、必要に応じての事業提案等も積極的に展開することにより、会員就業ニーズを踏まえた高齢者にふさわしい仕事や高齢者の能力や知見を活かせる職域の開拓に努めることとする。

(2) 調査研究事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行う。

また、地域の就業ニーズ・人手不足ニーズ及び会員のニーズにマッチした事業展開のために、必要に応じ、他市シルバー人材センター実施事業等を参考とし、新規事業展開の実現可能性の検討を行うこととする。

(3) 安全・適正就業推進事業

高年齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、会員の安全意識の向上と自身の健康管理の強化及び「適正就業ガイドライン」に基いた適正な就業環境整備を図るため、次の取り組みを実施する。

- ① 安全・適正就業委員会の定期的開催（衛生委員会と併せ、書面会議も含め月1回程度）
- ② 全国安全週間（7月）、全国労働衛生週間（10月）及び全国交通安全運動（4月・9月）等に

- おける啓発活動の強化（情報発信や交通安全教室開催・安全就業に係る各種研修会の参加促進）
- ③ 熱中症対策、感染症予防・まん延防止措置及び就業場におけるハラスメント防止措置等の充実強化
 - ④ 安全・適正就業委員会委員による定期的な巡回及び必要時の指導（必要に応じ衛生管理者と合同実施。）
 - ⑤ 安全意識の徹底と健康管理の啓発を目的とした「安全適正就業通信」・「衛生委員会ニュース」等の定期発行及び「Smile to Smile」等を活用した情報発信等の強化

また、安全・適正就業委員会での協議を踏まえ、必要に応じた就業に係る事故又は労働災害発生件数の減少を目指すこととする。

(4) 普及啓発事業

基本理念や役割等の広域的な浸透により、シルバー人材センターへの信頼と理解及び各事業に対する地域社会での存在意義を高め、市民や企業・事業所等からの受注増、潜在的会員の掘り起こし及び既存会員の定着率向上を図るため、次の事業を実施する。

- ① 「シルバー四国中央」の発行・市報折込（年1回以上）
- ② C A T Vを活用したCM及び行事・イベント放映等を通じたP R活動の強化
- ③ H P及びS N S等多様な媒体を活用したP R活動の実施
- ④ テーマ別のチラシ・パンフレットの作成及び多方面への配布、紹介動画作成の検討
- ⑤ 事務局だよりの充実・定期的発行（年4回以上）
- ⑥ 各種団体（社会福祉協議会・ハローワーク・高齢者団体・地域活動団体等）との連携強化及び若い世代向けのアプローチ等による親世代の入会促進
- ⑦ 人手不足層（福祉介護職・女性会員・運転業務等）に特化した入会活動促進
- ⑧ 市健康診査実施時や高齢者が集う行事・イベント等を活用したP R活動の強化

IV 基本方針実現のための達成目標

基本方針実現のため、達成目標を次のとおり設定し、具体的に事業を展開することとする。なお、各事業における具体的取り組みは、定期的に進捗状況を確認のうえ、適宜、見直しを行うものとする。

基本方針区分	設定基本目標	(参考) 直近値
会員拡大に向けた取り組み	60歳以上人口に占める粗入会率2.85%(年度末値)	R5.3 2.83%
		R6.3 2.80%
		R7.3 2.73%
就業機会拡大に向けた取り組み	会員数に占める就業実人員割合60%（年度末値）	R5.3 60.3%
		R6.3 59.8%
		R7.3 59.5%